

第7号議案

規約の変更について

規約の変更について

【変更理由】

理事会の審議機関である専門委員会の運営に関しては、JAを取り巻く環境変化に対応し、理事会において適時適切に変更できるよう所要の変更を行う。

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1章・第2章 (略)	第1章・第2章 (略)
第3章 理事会及び監事会	第3章 理事会及び監事会
第1節 理事会	第1節 理事会
第18条～第21条 (略) (専門委員会)	第18条～第21条 (略) (専門委員会)
第22条 理事会に運営の審議機関として専門委員会を置くことができる。 ② 専門委員会の運営は、理事会で定める。	第22条 理事会に運営の審議機関として専門委員会を置く。 ② 専門委員会は、 <u>農づくり、くらしづくり及びJAづくりの各専門委員会とし、運営方法については、</u> 理事会で定める。
第2節 (略)	第2節 (略)
第4章～第6章 (略)	第4章～第6章 (略)

附 則

この改正した規約は、(令和 年 月 日) から実施する。

第8号議案

役員退職慰労金の支給について

当組合における「役員退職慰労金積立規程」に基づき、在任中の労に報いるため、理事総額26,838千円、監事総額3,318千円以内の範囲で退職慰労金を支給する。

但し、役員毎の金額、支給時期、方法等については、理事については理事会に、監事については監事の協議に一任する。